

## 質問書に対する回答⑤

件名) 上信越自動車道 長野管内(西) 補装補修工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	「入札公告（説明書）」最終頁、技術評価項目及び技術評価基準 災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）	NEXCO東日本 関東支社との災害協定に基づき、貴社管理事務所から要請があり行った「除雪業務」は緊急災害復旧工事等の実績として該当するでしょうか。	当社の契約事務処理要領に定める「災害復旧方式」に基づき発注をした業務であれば緊急災害復旧工事等の実績に該当します。
2	同上	◇留意事項 2. 「災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。」と記載ありますが、2件以上の実績を提出した場合評価対象になるのでしょうか。または2件以上の実績を提出した場合は評価が無効となるのでしょうか。	2件以上の実績を提出した場合に評価を無効とすることはありませんが、原則1件のみの提出をお願いします。
3	同上	◇留意事項 4. 「災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書又は承諾書、発注書又は受渡書、契約書など）を添付すること。」と記載ありますが、（除雪作業について）実際に貴社管理事務所との書類の授受は「発注書」、「完了届」、「認定書」、「支払請求書」のみです。これらの書類を提出した場合、書類不備として評価されないのでしょうか。	仮に証明書類として「発注書」、「完了届」、「認定書」、「支払請求書」を提出された場合、いずれかの資料から工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期が確認可能であれば評価対象となります。